

資料9 エコオフィス機関一覧	38
資料10 ふくしまエコオフィスをアドバイザー派遣実施要綱	43

第一 趣旨

本県においては、2021年2月に、知事が2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロとする「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。県も一事業者、一消費者として、職員自ら率先して取り組む必要があることから、2021年12月に「福島県地球温暖化対策推進計画」が改定されるに合わせ、「ふくしまエコオプイス実践計画」（以下「本計画」という。）の改定を行ったところです。

2022年5月に県は、2050年までのカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのようなた政策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策を示した「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」を策定しました。本ロードマップに基づき、県も省資源・省エネルギーの取組を推進するため、本計画を改定します。

これまでの改定の経過

- 1997.3 本計画を策定し、一事業者、一消費者の立場から、事務の執行等において率先して環境負荷低減の取組を推進することとした。
- 2000 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）の制定、「福島県地球温暖化対策推進計画」の策定を踏まえ、本計画を全面改定し、特に本庁舎及び西庁舎においては国際規格であるISO14001の認証を取得するなど、環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現のため、取組を推進することとした。
- 2010 ISO14001型から自己管理型の環境マネジメントシステムに移行し、PDCAサイクルの実践により、環境マネジメントの継続的な改善を図ることとした。
- 2013.6 2011年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害により、本県を取り巻く社会経済情勢等並びに県の執務環境及び事務事業の量が、前回の計画改定時の想定を超えて大きく変化し、「原発に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」のために、地球温暖化対策の推進等の環境負荷低減活動に率先して取り組む必要がある一方、東日本大震災等からの復興に最優先で取り組む必要があることから、本計画の見直しを行った。
- 2017.3 「福島県地球温暖化対策推進計画」の見直しと合わせて目標値等を見直し、環境負荷低減の取組を推進することとした。
- 2021.12 「福島県地球温暖化対策推進計画」の見直しと合わせて目標値等を見直し、環境負荷低減の取組を推進することとした。

第二 計画の対象となる事務及び事業

本計画の対象範囲は県の全ての事務及び事業とし、指定管理者制度により管理されている公の施設（以下「指定管理者施設」という。）も含むものとします。

なお、外部への委託等により実施するもので温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

※ 法では、「地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容」は、国の「地球温暖化

対策計画（平成28年5月）」において定めるとしており、「地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする」とされていることから、執務室以外の無人施設や指定管理者施設等も本計画の対象範囲に含まれています。

第三 対象とする温室効果ガス

法で定める温室効果ガスは下表の7種類があります。

本計画においては、県の事務・事業との関わりを勘案し、アからエまでの4種類を対象とします。

	温室効果ガスの種類	用途・主な排出源
ア	二酸化炭素 (CO2)	石油・石炭・天然ガス等の化石燃料の燃焼等により発生
イ	メタン (CH4)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等により発生
ウ	一酸化二窒素 (N2O)	燃料の燃焼、田畑への施肥、工業プロセス等により発生
エ	ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの	スプレー、エアコンや冷蔵庫等の冷媒等に使用されるほか、化学物質の製造プロセス等により発生
オ	パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの	半導体の製造工程等により発生
カ	六ふつ素硫黄 (SF6)	電気の絶縁体等に使用
キ	三ふつ化窒素 (NF3)	半導体の製造工程等で使用

第四 計画の期間等

2022年度を初年度とし、「福島県総合計画」及び「福島県地球温暖化対策推進計画」の計画期間である2030年度を目標年度とする9か年計画とします。

第五 計画の位置付け

- 法第21条に基づき、県の事務及び事業に関し定める温室効果ガスの総排出量削減等のための措置に関する計画です。
- 「福島県地球温暖化対策推進計画」の温室効果ガス排出抑制等に関する施策に基づく、県の具体的な行動計画です。
- 「福島県環境基本計画」に基づく、県の事業者・消費者としての環境保全に向け率先して取り組むための計画です。
- 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）との連携を図った計画です。
- 自己管理型 PDCA サイクルの実践により継続的に環境負荷の低減を図っていく環境マネジメ

ントシステムです。

第六 計画の方針

県が実施する環境保全活動についての理念や目標等を決定するための基本的な枠組みとして、前計画から策定している環境方針を引き継ぎ、項目を追加、更新します。「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県自らが環境に与える影響を常に認識し、本計画の目標達成に向け、取組を推進します。また、これらの取組を進めることにより SDGs の達成に貢献します。



環境方針

1 基本理念

福島県は、尾瀬や猪苗代湖を始めとした豊かな自然環境に恵まれています。この恵まれた自然環境を美しいままの姿で未来に継承していくことは、私たちの大きな責務です。

しかし、近年の資源やエネルギーを大量に消費する生活様式により、地球温暖化を始めとする環境問題が深刻化しています。

これらの課題に対処するためには、私たち一人一人が、環境問題が自らの行動に起因していることを意識し、「自分ごと」として捉え、ライフスタイルや事業活動の見直しなど、積極的に環境保全の取組を進めていかなければなりません。

県は、大規模な事業者・消費者であり、環境を保全するための施策を推進する立場であることを認識し、自らの活動が与える環境への負荷の低減を図ります。

そして、職員一人一人が環境の保全や改善に積極的に取り組み、県民と一緒に「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の構築を目指すことを決意し、ここに環境方針を定めます。

2 基本方針

(1) 県は、基本理念のもと、環境目標を定め、環境への負荷の低減に向けた取組を推進します。特に、次の事項について、重点的に取り組みます。

- ア 環境保全のための施策の推進
- イ 省資源・省エネルギーの徹底
- ウ 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組
- エ 廃棄物の 3 R + Renewable¹⁾
- オ 環境に配慮した物品やサービスの購入等の推進
- カ 工事請負契約や委託業務契約にかかる環境配慮の推進

キ 職員のワークライフバランスの確保

ク 職員の家庭や地域における環境保全活動の奨励

(2) 県は、法令等を順守するとともに、PDCA サイクルの実践により環境負荷低減の取組の継続的な改善を図ります。

(3) 県は、この環境方針を全職員に周知し主体的に取り組み、環境への負荷の低減を着実に推進するとともに、その取組状況を広く公表します。

¹⁾ Renewable: プラスチックのバイオマス化、再生材利用等による再資源化

<SDGsとは>

○ SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) は、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

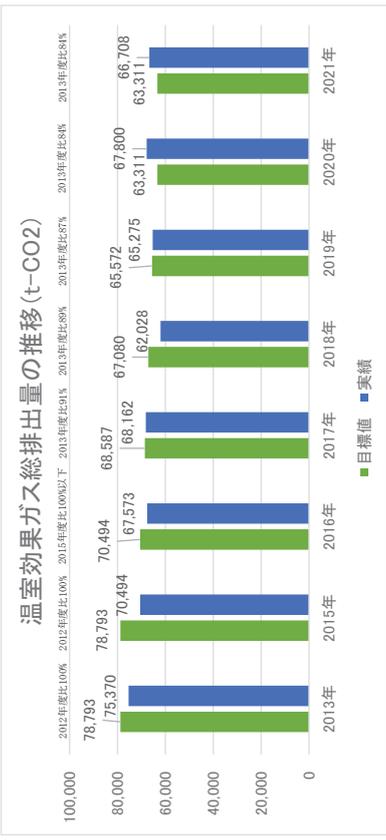
○ SDGsは社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされています。

 <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、福祉を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>7 持続可能なエネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も 包括かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の安かかつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 国内の若くは各国の間の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・沿岸資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

第七 温室効果ガス総排出量等の現況

2013年度から2020年度まで県の機関から排出された温室効果ガスの総排出量及び省資源・省エネルギーの取組状況は、以下のとおりです。

1 温室効果ガス総排出量の推移



東日本大震災の発生以降、温室効果ガス総排出量は大きく増加しました。その後、耐震工事に伴う設備改修が進んだこと等により、2018年度には震災前の水準まで減少しましたが、令和元年東日本台風等や新型コロナウイルス感染症の対応等により増加しています。

2 エネルギー使用量別の推移

項目	2013年度 (基準年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	基準年度 (2013年度)
電気 (kWh)	79,633,208	78,907,169	81,323,544	82,961,381	81,409,349	81,788,805	84,184,940	85,488,554	107.4
重油 (t)	2,652,419	3,298,894	2,835,641	2,215,889	1,858,175	1,800,548	2,600,134	2,568,061	95.7
灯油 (t)	2,845,574	2,511,086	2,747,005	2,946,269	2,659,277	2,740,403	3,074,594	2,966,647	104.2
都市ガス (m ³)	189,210	188,834	150,429	145,778	191,444	186,021	226,652	203,401	120.2
LPガス (m ³)	76,639	79,396	89,695	89,974	87,533	88,181	90,715	95,524	124.3
ガソリン (t)	4,111,761	3,815,698	3,634,264	3,214,467	3,134,872	3,215,702	3,115,631	2,904,900	70.7
軽油 (t)	790,592	901,999	823,044	647,168	600,144	542,887	682,000	578,055	76.1

近年では、ガソリンや軽油の使用量は減少していますが、電気や都市ガス、LPガスの使用量は増加傾向にあります。

3 廃棄物の減量化・リサイクル推進の推移等

項目	2013年度 (基準年度)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	基準年度 (2013) 比 (%)
上水使用量 (m ³)	894,227	832,253	805,569	787,583	790,917	792,977	827,367	781,389	86.4
コピー用紙 使用量 (枚)	239,474,629	221,236,074	225,641,953	225,625,880	230,691,853	221,541,438	210,944,775	206,565,165	85.7
廃棄物排出量 (kg)	2,535,317	2,224,194	2,215,548	2,381,286	2,701,708	2,762,747	2,788,046	2,724,697	107.5
リサイクル率 [※] (%)	20	16.4	17.4	21.1	24.4	25.7	21.8	17.5	-

※ リサイクル率は、年間30%を目標としています。

上水使用量は、近年は微増していましたが、2021年度は減少しています。また、コピー用紙等の使用量については減少しています。

廃棄物排出量については、近年、増加していますが、庁舎の耐震工事や学校の統廃合等に伴う不要物品、廃棄書類の増加が要因として挙げられます。

4 環境に配慮した物品の購入

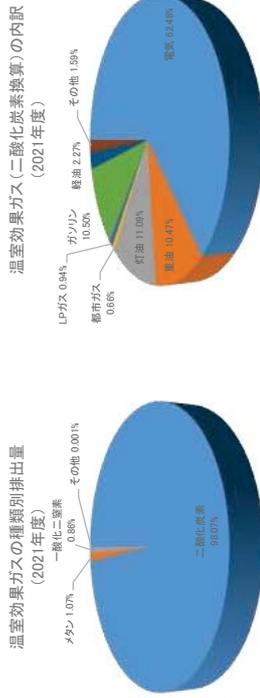
項目	2013年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	基準年度(2013) 比 (%)
グリーン購入 [※] (%)	97.0	97.1	90.0	88.4	84.3	88.9	82.1	89.3	91

※ 物品ごとに調達目標が設定されており、「グリーン購入に該当する物品等の割合」や役務の全支出額に占めるグリーン購入に該当する物品等の割合です。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急物品調達で特定調達物品適応外の物品が増加したことから、82.1%と低い数値となりましたが、2021年度には改善しました。

5 温室効果ガス総排出量の構成比

2021年度の温室効果ガス総排出量の内訳をみると、全体の98.07%を二酸化炭素が占めており、次いでメタン1.07%、一酸化二窒素0.86%となっています。また、温室効果ガス(二酸化炭素換算)総排出量の割合は、電気(62.48%)、灯油(11.09%)、ガソリン(10.50%)、重油(10.47%)の割合が大きくなっています。



6 課題等

- (1) 「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギー等の最大限の活用を図るとともに、一事業者として省エネルギー対策の徹底に全庁を挙げて取り組む必要があります。
- (2) 令和元年東日本台風等や新型コロナウイルス感染症による業務量の増加等により、エネルギー使用量が増大するため、職員の省エネ行動による努力だけでは削減には限界がある状況となっています。
- (3) 震災以後、県庁舎の大規模改修と合わせて、LED・空調等の更新も進められていますが、出先機関においても同様に効果的な省エネルギー対策が求められています。
- (4) 職員アンケートから、「昼休みの消灯」「ごみの分別」「エコドライブ」などは広く浸透しているものの、「離席時のパソコンの蓋閉じ」など更に取り組むべき余地があり、新たな改善策を取り入れながら、これらの取組を実践し、習慣化されるよう、一丸となって取り組んでいく必要があります。
- (5) 庁舎や設備の更新、職員一人一人の更なる意識向上と実践のハード・ソフト両面で全庁を挙げて取り組んでいく必要があります。

第八 計画の目標

温室効果ガス総排出量削減目標及びその他環境負荷低減の目標は、次のとおりです。なお、年度別の目標値は資料1のとおりです。

1 温室効果ガス総排出量削減目標

2013 年度を基準として、事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 64%削減することを目標とします。

2 その他環境負荷低減の目標

省エネルギー対策	2021 年度実績
電気	
・ 調達電力に占める再生可能エネルギーの割合	2013 年度の電力購入量の 60%相当以上
・ 太陽光発電設備の新規導入	設置可能な建築物(敷地含む。)に新たに 5,000kW 以上導入する。(2022 年度以降)
・ 電気使用量の削減 (2013 年度基準)	30.9% 7.4%増

・ 重油使用量の削減 (2013年度基準)	10.4%	4.3%減
・ 灯油使用量の削減 (2013年度基準)	10.6%	4.2%増
・ L P ガスの削減 (2013年度基準)	16.4%	24.3%増
・ 都市ガス使用量の削減 (2013年度基準)	10.0%	20.2%増
ガソリン、軽油		
・ 電動車の保有割合 (市場に代替可能な電動車がない場合を除く)	100%	16.8%
・ ガソリン使用量の削減 (2013年度基準)	52.9%	29.3%減
・ 軽油使用量の削減 (2013年度基準)	38.4%	23.9%減
廃棄物等の排出削減とリサイクルの推進		
・ 水使用量の削減 (2013年度基準)	8%	9.6%減
・ 用紙使用量の削減 (2013年度基準)	40.1%	6.3%減
・ 廃棄物の排出削減 (2013年度基準)	8%	7.5%増
・ リサイクル比率の向上	30%	17.5%
環境の保全		
・ 水環境の保全 (2013年度基準)	水使用量の削減 8% (再掲) 水質汚濁物質の排出 低減を図る。	9.6%減

第九 取組の内容

第八で掲げた目標を達成するため、次の取組を行います。

- 環境保全のための施策の推進**
脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に向け、環境を保全するための施策の推進を図ります。
- 省資源・省エネルギーの徹底**
業務やサービスの実情に応じてエネルギー管理を行うとともに、省資源・省エネルギーの取組の徹底を図ります。

3 再生可能エネルギーの最大限の活用

県が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施します。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

- 新築建築物
新築する建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを積極的に推進します。
- 既存建築物及び土地
既存の建築物及び土地については、技術開発の進展を踏まえ、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備の最大限の導入を推進します。
- 蓄電池・再生可能エネルギー熱の利用
太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入します。また、大気熱、地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等の導入へ向けた検討を進めます。

4 建築物の省エネルギー対策とZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化

建築物の整備においては、新築はもとより、改修においても断熱性能の向上や高効率機器(LED照明、高効率空調設備など)の導入による消費エネルギーの削減とともに、太陽光などの再生可能エネルギーの活用を進めます。

また、消費エネルギーの収支をゼロとすることを目指すZEB化を推進するための体制を構築し、建築物のZEB化を進めます。

5 建築物の管理

- 庁舎における適切な室温管理を図ります。
- 建築物の適切な更新計画
「県有財産最適活用計画²⁾」及び「公共施設等総合管理計画³⁾」による建築物の適切な管理を行います。

²⁾ 県有財産最適活用計画：土地、建物、工作物、物品などの財産を経営資産と捉え、経済的観点に基づき、総合的かつ短期的及び中期的観点から、戦略的に活用・維持・保有・処分していくことを目的として、歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産の最適な活用を図る計画です。
³⁾ 公共施設等総合管理計画：公共施設等の全体の状況の把握、長期的な視点から、計画的に統廃合や更新、長寿命化を行うことにより県民の安心、安全を確保するとともに、財政負担の軽減、平準化を図ることを目標としています。社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況、施設類型ごとの個別施設計画の策定状況等を踏まえ、PDCAサイクルにより継続的に改善を行うものです。

サイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達します。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を徹底し、会議資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化等を進めます。また、報告書等の成果品は、電子成果品の納品を推進します。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施します。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進めます。

カ 工事により発生する建設副産物については、再資源化に努め、建設リサイクルガイドラインに定める目標率を達成します。

キ 合法木材、再生品等の活用

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」等に基づき間伐材等の合法性が確認された木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料を選択し、計画的に使用します。

ク グリーン冷媒⁷使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒を使用する製品を積極的に導入します。

ケ 自動販売機の設置等の見直し

(ア) 自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ⁸、ファンクーリング⁹等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促します。

(イ) 売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促します。

コ フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて、機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時の漏えい対策に取り組みます。また、機器の廃棄時には、同法に基づき冷媒の回収を徹底します。

サ 廃棄される電気機械器具からの六フッ化硫黄(SF6)の回収・破壊等を行うように努めます。

7 その他の事務事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewableの推進

ア 廃棄物については、3Rの徹底を図るとともに、バイオマス化・再生材利用等について検討します。

イ プラスチックごみについては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に則

⁷ グリーン冷媒：水、空気などの自然冷媒を含むノンフロン冷媒や地球温暖化係数の低いフロン類のこと。

⁸ ヒートポンプ：空気を圧縮したり膨張させたりして温度を上昇・低下させ、熱を移動させる仕組みのこと。

⁹ ファンクーリング：部分的に冷やす場所を制限し、消費電力を減らす機能のこと。

り、率先して排出の抑制及びリサイクルを実施します。

ウ ペットボトルについては、ウォーターサーバーの設置や自動販売機のペットボトル飲料の削減などワンウェイプラスチックの削減に向けた取組を進めます。

エ 県民への啓発物品にはプラスチック製品の使用を減らし、使用する場合は、「容器包装リサイクル法」に基づいた識別マークの記載のある製品とします。

オ 食品ロスの削減に向け、職員への啓発とともに、「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」を推進し、「全てに感謝！食べ残しゼロ」を合い言葉に、食品ロスの削減を呼び掛けます。

(2) 県主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

県が主催するイベントの実施に当たっては、エコイベントチケットを使用し、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減やカーボン・オフセット¹⁰の実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用します。また、県が後援等をする民間のイベントについても、これらの取組が行われるよう促します。

(3) 物品の購入に当たり、特定調達品目¹¹については、原則的にグリーン購入適応品を選択することとし、物品ごとの調達目標を達成します。

8 ワークライフバランスの確保等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務態勢の推進に努めます。

(2) 職員の率先した脱炭素型ライフスタイルへの転換

ア 環境保全活動に参加するなど、職員一人一人が家庭や地域で率先してカーボンニュートラルの実現に向けた取組を実践します。

イ 職員に、太陽光発電設備や電動車の導入など、ライフスタイルの転換に寄与する取組を促します。

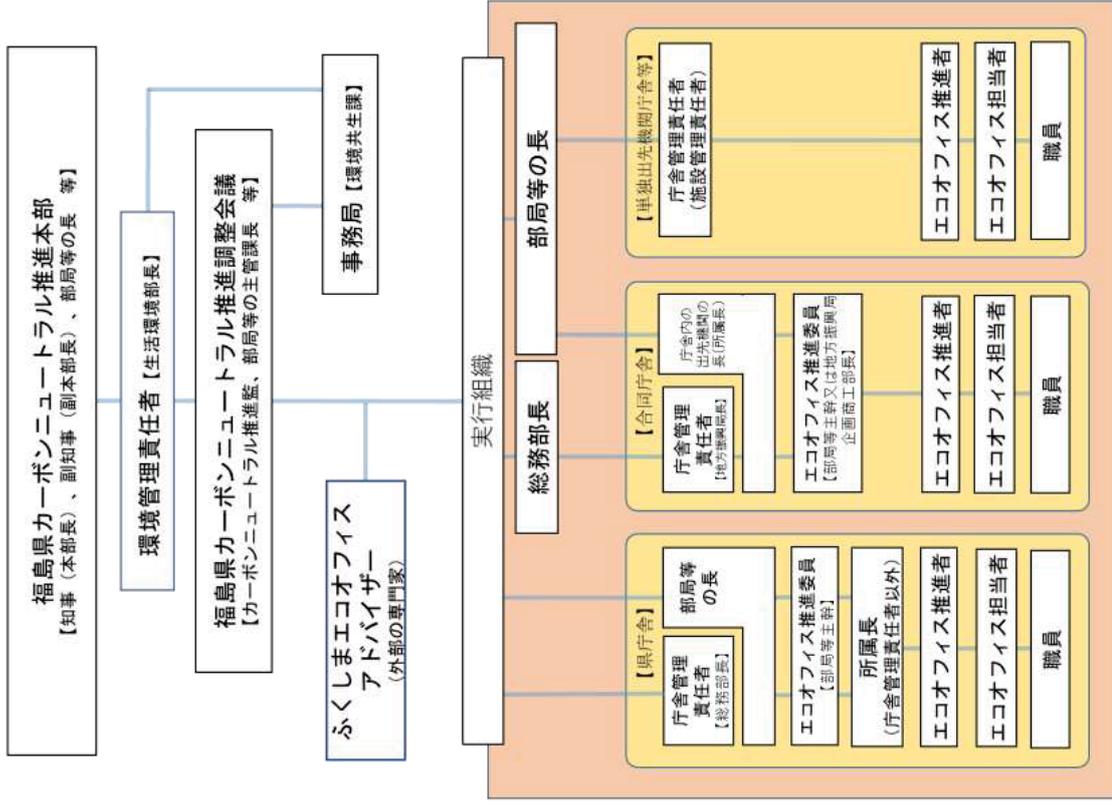
¹⁰ カーボン・オフセット：CO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを理め合わせるといふ考え方。

¹¹ 特定調達品目：国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づいて、重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目として定められている物品等のこと。

9 計画の推進体制の整備と実施状況の点検等

(1) 推進体制とその役割

ふくしまエコオフィス実践計画実施体制図



ア 環境管理責任者等の役割

職名等	主な役割
福島県カーボンニュートラル推進本部	計画・推進方策等の決定、進捗管理
福島県カーボンニュートラル推進調整会議	計画の進捗管理、点検、各部局等 ¹²⁾ の取組状況の把握
環境管理責任者 (生活環境部長)	環境管理の責任者 各部局等への指示監督、計画の進捗管理・評価
カーボンニュートラル推進監	カーボンニュートラル推進のための総合調整
部局等の長及び地方振興局長	取組の推進及び進捗管理、点検
エコオフィス推進委員 (部局等主幹及び地方振興局企画商工部長)	部局等の長又は地方振興局長の補佐
庁舎管理責任者 (庁舎の管理責任者)	部局等の長からの指示等を踏まえ、エネルギー管理業務を行い、庁舎におけるエネルギー使用量の削減を図る
所屬長 (庁舎管理責任者以外の所屬長)	事務事業に伴う省資源・省エネルギー取組の推進、庁舎管理に伴うエネルギー使用量削減等取組への協力
エコオフィス推進者(各所属1名) (本庁舎所属：総括主幹又は総務担当副課長、出先機関：総務担当の課長相当職又は副課長相当職)	取組の推進に係る所屬長の補佐
エコオフィス担当者(各所属1名以上)	所屬における取組の率先推進、取組状況の把握、点検
職員	具体的な取組の周知、推進
事務局(環境共生課)	所属、家庭及び地域において環境保全活動に積極的に取り組む 目標の取組・達成状況の取りまとめ、福島県カーボンニュートラル推進調整会議及び福島県カーボンニュートラル推進本部への報告 環境管理研修等の実施

イ エネ法と連携した体制

(ア) エネ法で定める事業者

○ エネ法では、事業者によるエネルギー消費原単位(省エネ法ではエネルギー総量を延床面積等の各指標で割ったもの)を年平均1%以上削減することを求めるとともに、中期計画の作成と実績報告を義務付けていることから、省エネ法に基づいて定められている各エネルギー管理統括者等と連携して省エネに取り組むものとします。

¹²⁾ 各部局等：知事部局(総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、出納局)、企業局、病院局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局を指す。

- 県では、知事部局等、教育委員会、警察本部がそれぞれ特定事業者（事業者全体の年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500klを超え、経済産業省から指定を受けた事業者）として指定を受けています。
- 事業者は資産管理を行う区分ごとに分けられ、地方公共団体については、「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について（平成22年2月10日付け資源エネルギー庁省エネ部省エネ対策課）」により取扱いが定められています。
- また、特定事業者が設置する工場等のうち、経済産業省から指定を受けた工場または事務所その他の事業場（以下、「工場等」という。）で、年度のエネルギー使用量が原油換算で3,000kl以上のものを第一種エネルギー管理指定工場等、年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上3,000kl未満のものを第二種エネルギー管理指定工場等といい、県中浄化センター、企業局小名浜ポンプ場、ふくしま海洋科学館、県庁舎（全て第二種エネルギー管理指定工場等）が該当します。（2022年11月現在）

(イ) 省エネ法に基づく管理統括者等

- エネルギー管理統括者
 - ・ 知事部局等、教育委員会、警察本部に置かれます。
 - ・ 各所属等におけるエネルギーの使用量など毎年度の実績等を取りまとめるとともに、本計画を推進するため各所属等に必要な改善指示を行います。
- エネルギー管理企画推進者
 - ・ エネルギー管理統括者を補佐し、省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書等の作成を行います。
 - ・ エネルギー管理講習修了又はエネルギー管理士の資格を有します。
- エネルギー管理員
 - ・ エネルギー管理指定工場に置かれます。
 - ・ エネルギー管理企画推進者と同資格を有します。
 - ・ エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視、定期報告書の作成等を行います。

ウ 職員の研修等

- (ア) 所属長が実施する研修等
 - 所属長は、研修等の実施により本計画に基づく取組について職員へ周知を図るものとします。
- (イ) 環境管理研修等
 - 事務局は、本計画に基づく取組等について職員の理解を深め、取組の充実を図るため、研修等を実施するものとします。
 - エコオフィス推進者等に対する研修
 - その他環境共生課長が必要と認める研修等

(2) 部局等における取組

ア 部局等の取組方針

部局等の長は、環境方針に基づき、年度の「部局等取組方針」を策定し、各所属及び庁舎管理責任者に周知を図るものとします。

所属長及び庁舎管理責任者（以下、「所属長等」という。）は、職員に対して「部局等取組方針」の周知を図ります。

イ 所属及び庁舎における取組

所属長等は、上記に基づき、年度の「所属等取組目標」を策定し、所属及び庁舎における環境負荷低減の取組を推進します。

ウ 報告等

部局等の長及び所属長等は、上記ア、イについて、別紙「提出内容等一覧」に基づき報告等を行うものとします。

(3) 実施状況の点検・評価、報告

本計画の推進・点検については、福島県カーボンニュートラル推進調整会議において行います。事務局は、各部局の点検結果を取りまとめ、福島県カーボンニュートラル推進本部に報告するものとします。また、温室効果ガスの総排出量等の目標値については、点検結果や「地球温暖化対策推進計画」の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

ア 所属長等による進行管理

所属長等は、事務事業に伴うコピー用紙やガソリン等の使用量等の削減について所属内の取組状況を確認し、取組が不十分な項目については改善を図ります。

イ 庁舎管理責任者による進行管理

庁舎管理責任者は、庁舎管理に伴うエネルギー等の使用量等の削減について庁舎内の取組状況を確認し、取組が不十分な項目については改善を図ります。また、省エネ法に基づき施設ごとに管理標準（省エネ法に基づいた管理要領（運転管理、計測、記録、保守、点検）を定めた「管理マニュアル」）を定め、適切にエネルギー使用を管理するとともに、省エネルギー推進委員会を実施し、エネルギー使用量の報告など情報共有に努めます。

ウ 部局等の長による進行管理

部局等の長は、所属や庁舎の取組状況を確認し、取組が不十分な項目については改善を図ります。

エ 報告等

- (ア) 所属長等は、事務事業に伴うコピー用紙やガソリン等の使用量を報告するものとします。
 - (イ) 庁舎管理責任者は、庁舎管理に伴うエネルギー等の使用量等を報告するものとします。
- オ 実績の管理方法
- 半期ごとに部局等の長が取りまとめ、報告を行うこととします。
 - なお、目標の管理方法については次の2通りの方法により行います。
 - (ア) 指定管理者施設には今までエネルギー使用量等の報告義務がなく、比較可能な過去のデータがないことから、基準年度の排出量等との比較は、指定管理者施設を含まない施設のみで行うものとします。
 - (イ) 指定管理者施設を含む全施設の排出量及び使用量の実績については、延床面積等单位当

たりの実績で比較を行うものとします。
カ 実施状況の調査等

(ア) 部局等の長及び庁舎管理責任者は、実施状況等の把握のため、必要に応じて、所属及び庁舎の調査を行うものとします。

(イ) 所属等においては、これらの調査等に協力するとともに、環境改善に努めるものとします。

キ 公表

本計画の取組状況については、温室効果ガスの総排出量、環境目標の達成状況、所属等の取組結果等を、毎年度、環境白書、ホームページ等に掲載し公表するものとします。

なお、省エネ法に基づく報告の基礎数値としても使用するものとします。

ク 継続的な改善

(ア) 実施状況の報告

事務局は、環境目標の達成状況及び取組状況をとりまとめ、福島カーボンニュートラル推進調整会議に報告するものとします。

(イ) 福島県カーボンニュートラル推進調整会議における検討

福島県カーボンニュートラル推進調整会議においては、(ア) による報告等に基づき、目標の達成状況、取組状況等を確認し、取組方法、取組内容、進捗管理の方法等の検討を行うものとします。

特に、効果的な取組については、情報の共有を図り取組の普及拡大に努めるとともに、目標が未達成の場合等においては、その原因の特定、改善方策等の検討を行う他、必要に応じて、環境目標の見直し等についても検討するものとします。

(ウ) 福島県カーボンニュートラル推進本部への報告

事務局は、目標の達成状況、実施状況とともに、(イ) における検討結果その他参考となる事項を福島県カーボンニュートラル推進本部に報告するものとします。

(エ) 福島県カーボンニュートラル推進本部による重要事項の決定

福島県カーボンニュートラル推進本部においては、(ウ) による報告等に基づき、必要に応じて、環境方針、環境目標、取組内容等の見直しを行うほか、達成状況等を踏まえた改善方策等について指示するなど、環境負荷低減に向けた取組の継続的な改善を図るものとします。

ケ 実施時期

この計画は、2023年4月1日から実施します。

改正履歴

2010年4月1日施行 (2010年3月8日)

2013年6月17日施行 (2013年6月17日)

2017年4月1日施行 (2017年3月27日)

2022年4月1日施行 (2022年12月27日)

2023年4月日施行 (2023年月 日)